

第7章 基本構想

7-1 景観形成の基本理念

「国府の歴史、歌人の文化、偉人の^{そくせき}足跡を 継承し、ふるさとを育む史都多賀城」

■市民が共有する歴史・自然景観を大切にする景観づくり

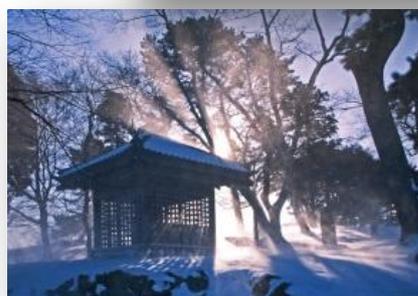
市民誰もが「多賀城らしさ」として共有する歴史や自然の豊かさを後世に引き継ぎ、豊かな景観を守り、育てることを大切にします。

■愛着とやすらぎを持てる地域の個性豊かな景観づくり

住み、働き、学ぶ場として、愛着と落ち着いたやすらぎの持てる地域個々の景観を守り、向上させます。

■市民が共感する多賀城の礎と調和した美しい景観づくり

市民が互いに多賀城らしい景観を通じて共感を持って美しい景観づくりに取り組めます。



7-2 将来の景観像

景観形成の基本理念のもとに以下の景観テーマを掲げ、市民が、歴史、自然景観を大切に各々の地域の特徴ある都市景観を育てていく姿勢を、本市の将来の景観像として位置づけ、現在から将来に向けた本市の景観の姿を描きます。

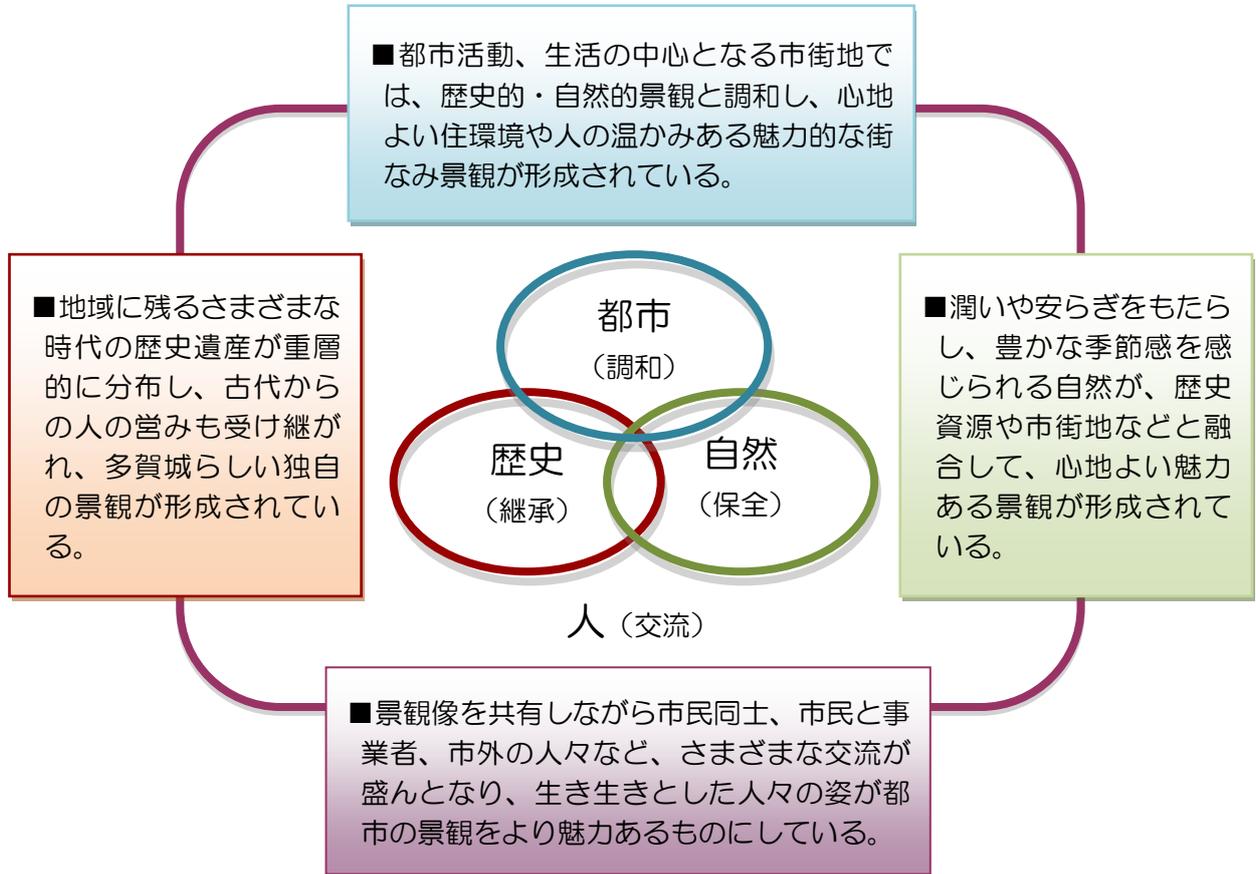


図 景観特性と将来景観像



7-3 役割と取組み

将来景観像を実現するためには、本市にかかわるすべての人が「景観」を意識して行動しなければなりません。

そこで、市民、事業者、行政の役割と取り組むべきことをあらかじめ明らかにした上で、将来の景観像の実現に向け、取り組んでいくこととします。

■市民の役割と取組み

市民一人ひとりが生活の場となる身の回りの景観への意識を高め、歴史的背景を尊重した多賀城らしい景観形成に配慮し、美しい和みのある景観づくりに取組みます。

また、地域に残る伝統的な祭りを継承しつつ、新たに住民が交流する場を増やして、地域の文化的景観を育みます。

■事業者の役割と取組み

事業者等は事業活動における施設整備に当たり、『史都多賀城』にふさわしい秩序ある街なみ景観に配慮し、緑化活動など景観向上策に積極的に取り組むとともに、公共空間と調和した地域景観の形成に努めます。

■行政の役割と取組み

『史都多賀城』にふさわしい歴史的風致を考慮した優れた景観の保全、形成に向けて、情報提供など市民の景観意識の向上を図るとともに市民の共有財産としての景観への取組みに向けた合意形成に努めます。

また、市民や事業者等が自ら行う景観形成活動について支援、誘導に努めます。

さらに、国や県と協力して、景観計画の実現に努め、庁内の多様な機関の協力のもと、あらゆる面での景観形成に積極的に取組みます。特に、道路、河川、公園等の公共施設整備に当っては、周辺住宅地等との調和を図り、市民や事業者などと協力して地域の個性を尊重した景観づくりに努めます。



野田の玉川あんどんまつり



ザ・祭り in 多賀城

7-4 基本目標

「7-2 将来の景観像」に示した歴史的景観、自然的景観、都市的景観の各々の将来像を実現するために、市民が集う景観による取組みの基本目標を以下のとおり定めます。

■時代の薫りを感じる『歴史的景観』

【基本目標】

本市の歴史を代表する特別史跡多賀城跡附寺跡の景観をはじめ、様々な歴史資源と調和した品格ある景観を守り、悠久の歴史とともに次の世代へと受け継いでいくことを目指します。



壺碑周辺



市川六月坂地区

■季節の彩を感じる『自然的景観』

【基本目標】

歴史と融合した季節感のある彩り豊かな水と緑と生態系を含めた自然環境にも配慮した景観の保全、活用を目指します。また、田園地帯から望む広がりのある眺望の保全を目指します。



市川大畑の蕎麦畑



山王の田園地帯

■ 人の温かみを感じる『都市的景観』

【基本目標】

本市のまちづくりは、安全安心なまちづくりを念頭において、歴史的な景観や自然的景観と調和した、質の高い魅力的な市街地景観の形成を目指します。また、駅周辺や幹線道路沿いなど都市活動の拠点や生活空間において、道路や広場と建物が調和した活気ある街なみの景観づくりを目指します。



多賀城駅前公園



多賀城駅前周辺の市街地

■ ふれあいあふれる『市民が集う景観』

【基本目標】

市民一人ひとりが、多賀城らしさのある景観について考え、行動し、身近な景観づくりへの参加の輪を広げ、誇りの持てる住みよい景観まちづくりを目指します。



花のまちづくり活動



あやめまつり

7-5 基本方針

基本目標の実現に向けて、歴史、自然、都市の視点から景観づくりの方針及び人の交流による景観形成の方針を以下に示します。

(1) 歴史

方針1) 史跡の保全と、魅力を更に向上させる景観の形成

多賀城跡からの眺望景観を保全するため、建築物の意匠、形態、色彩及び敷地内の緑化、屋外広告物等について適正な規制、誘導を図ります。

丘陵地にある高台斜面や社寺境内、身近な街区公園などの樹林景観の保全を図ります。



多賀城跡の景観



陸奥総社宮

方針2) 地域の歴史的風致を生かした景観の形成

塩竈街道筋では歴史的風致の保全を図るため、板倉などの歴史的資源の保全に努めるとともに、これらと調和した道路景観の形成を図ります。

野田の玉川、末の松山、沖の井などの歌枕周辺においては、歴史的風致と周辺の街なみが一体となった景観の維持、形成を図ります。

歴史的資源と周辺の街なみが一体となった景観の維持を図るため、建築物、工作物等の高さ、形態、意匠、色彩及び敷地内の緑化、屋外広告物等について適正な規制、誘導を図ります。



沖の井



市川の塩竈街道沿いの景観

おきのゐて 身をやくよりも 悲しきは
 宮こしまべの わかれなりけり
 小野小町 (古今和歌集)

わが袖は 汐干に見えぬ 仲の石の
 人こそ知らね 乾くまもなし
 二条院讃岐 (小倉百人一首)

方針3) 史跡景観に配慮した公共施設の整備

道路等の公共施設整備に当たっては、地域の歴史的風致に十分配慮した景観形成に努めます。中央公園の整備にあたっては、多賀城跡・多賀城廃寺跡、南北大路との一体性に配慮した景観形成を行います。



多賀城南門 (復元イメージ)



政庁大路線
 (城南地区の都市計画道路)

行政と市民・事業者の役割

	役割
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡周辺の緑地を守るためのルールづくりと公園整備に取り組めます。 ・ 景観の維持・保全に関する市民の取り組みへ支援します。 ・ 歴史的風致の残る地区で公共施設を整備するときは、歴史的風致に配慮します。
市民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に残る歴史的資源を未来に継承するため、地域で保全に努めます。 ・ 公共施設周辺の歴史的風致や自然景観の保全に配慮します。

(2) 自然

方針1) 河川を主軸とする水と緑の景観ネットワークの形成

砂押川、七北田川、貞山運河などを活かした水と緑の景観ネットワークを形成します。
河川敷の美観の向上とともに、河川護岸の親水性の確保、河川堤防に隣接した土地への植樹によるランドマークの創出などにより、景観軸としての魅力の向上を図ります。



七北田川の景観



砂押川の景観

方針2) 水辺景観の保全と改善

貞山運河の歴史ある石積護岸の景観や、大正時代から続く養殖漁業の営み、舟運などの生活景観の保全を図ります。

野田の玉川沿いは、水辺の良好な景観の維持と併せて、住宅景観の向上を図ります。
砂押川・七北田川には豊かな緑と生態系が見られることから、この豊かな自然環境を保全しつつ堤防や河川沿いの広場や公園などを活用し、良好な眺望景観を楽しめる視点場の景観形成に努めます。



貞山運河の景観



貞山運河の灯ろう流し



野田の玉川

ゆふされば しほ風こして みちのくの
のだの玉河 千鳥なくなり
能因法師 (新古今和歌集)

ふままうき もみぢのにしき ちりしきて
人もかよわぬ おもわくのはし

西行（山家集）



野田の玉川（おもわくの橋）

方針3）西部地区に広がる優良な田園景観の保全

特別史跡地区とその周辺は、樹林や田園と一体となった自然豊かな景観を創出しているため、緑の保全を図るとともに、建築物等の意匠、形態、色彩等の規制、誘導を図ります。優良農地の緑や寺社のある小丘陵等の樹林については、緑に囲まれた良好な景観の維持と保全に努めます。

都市に潤いと安らぎを与える本市西部に広がる田園地帯と田園地帯越しに見える、遠景の山々の眺望の景観の維持と保全に努めます。



西部に広がる農地と南宮神社



西部田園地帯からの山並みの眺望

行政と市民・事業者の役割

	役 割
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な田園景観の保全に向けて、土地利用の適正化を図ります。 ・ 砂押川、貞山運河沿いは、歴史文化遺産をつなぐ「歴史の道」として、散策路によるネットワークの形成に取り組めます。 ・ 歴史的な魅力を創出するため、市民と協働で環境整備に取り組めます。
市民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の改変に当たっては既存の緑地景観の保全に配慮します。 ・ 河川に生息する生き物が、住み続けられる環境を守るため、行政とともに保全に努めます。 ・ 水辺沿いの土地利用では、歴史的な水辺景観との調和に配慮します。

(3) 都市

方針1) 多賀城駅周辺の良好な景観の創出

JR 仙石線多賀城駅周辺は本市の玄関口としてふさわしいシンボルとなる景観を創出するため、建築物の色彩、形態、意匠、敷地内の緑化等を適正に誘導します。

砂押川沿いでは、河川の水辺空間と調和した景観を創出するため、建築物の色彩、形態、意匠、敷地内の緑化等を適正に誘導します。

JR 仙石線多賀城駅周辺において、景観を損ねたり、通行の妨げとなる放置自転車の未然防止に努めます。



多賀城駅北側周辺整備 (イメージ)



多賀城駅南側の駅前広場と砂押川 (イメージ)

方針2) 道路や公園等における緑化の推進

幹線道路では、連続した低木や中高木による街路樹の整備による緑化軸を形成するとともに、公園にはまとまった樹林を整備することにより、緑豊かな景観形成を進めます。

幹線道路沿道等の規模の大きい建築物は、建物の色彩、形態、意匠や、屋外広告物について秩序あるものに誘導します。

道路沿いの垣、柵は生け垣による緑化を誘導し、緑豊かな道路景観の形成に努めます。



緑豊かな公園 (浮島)



沿道の植栽景観 (八幡)

方針3) 身近な住環境におけるのどかで落ち着いた景観の形成

住宅地では災害に強い安全安心なまちづくりを計画的に進めるとともに、住む人が安らぎを感じる空間となるよう隣接建物と調和した街なみの形成を目指して、建築物の高さ、色彩、形態、意匠に配慮するものとします。

緑豊かな都市景観を形成するため、住宅地等の周囲は隣接した建物と連担して緑化を図るなど、市街地の公園や緑地などと調和した景観形成を図ります。



落ち着いた色合いの住宅地（東田中）



市役所周辺の市街地

行政と市民・事業者の役割

	役割
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・市民と協働で策定した地区計画等のまちづくりのルールにより、良好な景観創出に向けて取組みます。 ・市民による緑化活動の支援や、街路樹等の公共緑化に取組みます。 ・緑あふれる良好な都市環境の創造のために、各種緑化助成制度による市民の緑化運動の推進、普及・啓発活動に取組みます。
市民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・多賀城駅周辺は市の玄関口にふさわしい、賑わいがあり、秩序ある景観創出に努めます。 ・市道、公園、集会所その他の公共の場所への緑化活動の推進に努めます。道路沿いの敷地は緑化に努めます。 ・住宅地では、ガーデニングや生け垣などによる緑豊かな景観形成に努めます。



市民による多賀城駅前の悠久の詩都の灯
(ゆうきゅうのまちのあかり)

(4) 人（交流）

方針1) 人が集まり多賀城らしい景観に親しむ機会づくり

多賀城の歴史資源や、博物館等の文化施設、自然豊かな加瀬沼公園等を活用して、市民が多賀城らしい景観に触れ、自ら考える機会の充実を図ります。

史跡めぐりを兼ねた散策、公園でのレクリエーション、河川堤防沿いのジョギングや貞山運河でのつりや舟遊びなどさまざまな機会を通じて、人が集まり、交流しながら、市民が多賀城らしい景観に親しむ機会の充実を図ります。



みんなのマルシェ（駅前公園）



野田の玉川あんどんまつり

方針2) 身近な景観を再発見する環境づくり

地域で魅力的な景観を見つけるためのワークショップや地域で出来る手作りの景観改善方策の検討などを通じて、地域住民が自ら景観づくりに取り組める環境づくりを進めます。

地域の特色ある歴史資源や自然資源をもとに、市民一人ひとりが景観づくりに取り組めるための情報提供に努めます。



まちづくりワークショップ風景

方針3) 花が彩る住宅地の景観づくり

住宅地における花のあるまちづくりや、生け垣による道路際の緑化を推進するとともに、建築物の色彩等に関する規制、誘導により、落ち着いた住宅地景観の維持・形成を図ります。住宅街にある公共用地などでは、美観の改善、花の栽培など市民による緑化の推進を図ります。



緑化された住宅地（城南）



花のまちづくりの景観（大代）

方針4）緑豊かな工業地の景観づくり

工業地における敷地内緑化を推進するとともに、建築物の色彩等は統一感のある景観形成を目指します。丘陵地からみた遠景眺望としての良好な工業地景観の創出に努めます。



緑豊かな工業地（桜木）



緑豊かな工業地（宮内）

行政と市民・事業者の役割

	役 割
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・多賀城らしい景観づくりに向けて、情報発信や広報活動を実施し、モデル的な企画行事の実施に努めます。 ・住宅地・工業地の美しい景観づくりに向けてルールづくりに取り組みます。
市民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から身近な場所の景観づくりについて考え、多賀城らしい景観づくりを通じた交流活動に積極的に参加します。 ・地域の花づくりなど緑化活動に参加して美しい景観づくりを進めます。 ・事業所等は、周囲と調和した緑の美しい工業地景観の形成に努めます。

7-6 建築物等による景観形成

(1) 建築物等の景観への配慮

1) 歴史、史跡、風致との調和

本市を象徴する歴史的資源、歴史的建造物に隣接し、またはその周辺に建築物を設ける場合は歴史的な雰囲気や風致を阻害しないように配慮します。

農家集落の板倉等の歴史的な風致を形成する建造物の周囲では、その風合いを基調とした形態・意匠に配慮します。



農村集落にある板倉（南宮）



板倉と調和した瓦屋根の住宅（市川）

2) 背景となる自然景観との融合

遠景となる山並みや広がりのある田園地帯を背景とする建造物等は、これらの自然景観を著しく阻害しないように圧迫感のない建築物等とするように配慮します。

背景となる自然景観から突出したものとならないように、配置、形態意匠、色彩、高さ等に配慮します。



山並みや周囲の緑と調和した建物（中央）



樹林などの自然景観に調和した住宅（浮島）

3) 隣接建造物との調和

閑静な住宅地、幹線道路沿いの商業地、大区画の工業地等では、隣接する土地利用や建築物等と調和して違和感のないものとなるように配慮します。

形態意匠や色彩等が隣接する建物と明らかに異なる場合は、周囲を緑化するなど緩衝帯を設け、街なみが調和するように配慮します。

4) 道路沿いの景観形成への配慮

住宅地では、隣接する建築物と形態・意匠の調和に配慮するとともに、道路沿いの垣・柵等は隣接した敷地と素材等の形態意匠や高さの調和を図り、連続した景観の形成に配慮します。

通りに沿って形成される建築物の壁面の位置や開口部、工作物の門柱等は、通りで一体的な景観を形成するように、隣接地との調和に配慮します。



塩竈街道と調和した住宅（南宮）



家並みと生け垣が調和した住宅地（高橋）

5) 都市計画の用途地域に整合した景観への配慮

住宅地の建物の配置、形態意匠、色彩、高さ等については、周囲の住宅と調和したものとし、違和感のない景観に配慮します。

幹線道路沿道の建造物等は、賑わいのある沿道景観を創出するよう努めます。ただし、周辺建築物に比べて突出しないよう配置、形態・意匠、色彩、高さ等に配慮します。

中高層の建築物や壁面の大きな建築物では、周囲に圧迫感をもたらさないように、形態・意匠や色彩に配慮します。

工業地の建物で規模の大きいものは、周囲に緑化を行うなど良好な工業地を創出するように努め、建物の配置や形態意匠に配慮します。

(2) 建築物等の要素別配慮

1) 形態・意匠

戸建て住宅の屋根は、日本の伝統的な屋根景観を維持するため勾配屋根とし、周囲と調和した色彩で落ち着いたものとするように配慮します。

建築物の配置は、通りに面して、できるだけ連続した並びとなるように配慮します。

中高層の建築物にあっては、壁面の分節化や窓面を多くするなど、周囲への圧迫感を軽減するように配慮します。また上部に設置される塔屋等は周囲と違和感がないように配慮します。



隣接建物と調和した勾配屋根の住宅



分節化や窓面を多くした中高層建築物

2) 色彩

住宅地にあっては、落ち着いた景観形成を図るため、屋根や壁面は周囲と調和した、彩度を抑えた色彩とします。

中高層建築物の大規模な壁面では、周囲を圧迫することなく、調和した都市景観とするため、落ち着いた彩度に配慮します。

3) 高さ

幹線道路沿い等の市街地の中高層建築物では、沿道利用者に圧迫感を与えることがないように配置等に配慮します。

住宅地等では街なみを考慮し、隣接する建築物と調和した高さとなるように配慮します。



市街地の中高層建築物（中央）



遠景の山並みや田園と調和した住宅地

4) 建築物等周囲の緑化

駐車場等の開口部は必要以上に広くなならないようにして、出入口以外は緑化を行うように配慮します。

住宅敷地等の道路に面した部分では、できるだけ緑化を図り、連続した緑の帯の形成に配慮します。



緑化された住宅地（高橋）



住宅地沿道の緑化（浮島）